

建設工事に係る前金払の取り扱いについて

標記の件について、次のとおり取り扱うこととします。

1 前金払対象経費及び契約金額

建設工事費 3,000千円以上

2 前金支払率

建設工事費 契約金額の4割以内

3 前金支払い限度額

建設工事費 限度額なし

4 適用

平成29年度契約分から適用する。

5 その他

今回の取り扱いで、建設工事の前金支払い限度額を「100,000千円以内」から「限度額なし」に変更しています。